

個人情報保護に関する法律施行条例を制定

12月定例会
議案

12月市議会定例会は、12月2日から14日までの13日間の会期で開き、議案19件を審議しました。個人情報保護に関する法律施行条例の制定など、主な内容をお知らせします。

条例の制定・改正

●個人情報保護に関する法律施行条例の制定 (第83号議案)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、これまで条例に基づいて実施してきた本市の個人情報の取扱いを令和5年度から同法に基づいて実施するため、同法の施行に関し必要な事項を定めるものです。

●総務委員会での主な質疑

問 これまでの条例による取扱いからの変更点は何か。
答 基本的な部分はこれまでの取扱いが踏襲されますが、一部変更点もあります。大きく3点述べると、1

点目は、条例で規定している事項のうち、法律で規律されないものとして、思想、信条、宗教に関する個人情報等、いわゆるセンシティブ情報の収集制限の規定が法律では規律がされない等があります。

2点目は、個人情報を取り扱う事務を開始するときは、これまで個人情報取扱事務登録簿に登録をしてい

ましたが、今後は、個人情報ファイル簿を作成・公表する取扱いに変更されます。3点目は、蒲郡市個人情報保護審議会の役割が縮小され、法律の解釈・運用や監視等を行う組織が国の個人情報保護委員会に一元化されます。

●本会議での主な論点

賛成活発化する官民や地域の枠を超えたデータ活用に対応するため、別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡・不整合を是正するものである。法律で許容される範囲内で市独自の規定を設けるなど、個人情報保護に資する内

容となっており、妥当である。

反対思想、信条、宗教に関する個人情報の収集制限規定がなくなる等、現在の条例より後退する部分がある。また、要配慮個人情報に関し、社会的差別の恐れのある個人情報条例で追加して定めることについて、現在のところ市では収集してないので必要ないと答弁があったが、消極的な姿勢は改めるよう求める。

●児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部改正 (第84号議案)

奥林児童遊園地の位置を「竹谷町神田35番4」から「竹谷町道泉9番1」に移転します。

●文教委員会での主な質疑

●市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 (第85号議案)

市民体育センター武道館の大規模改造工事による施設及び設備器具の更新に伴い、使用料の改定等を行うものです。改定の内容は次ページの表のとおりです。また、武道館会議室を廃止します。

この条例は令和5年4月1日から施行となります。

12月定例会の日程

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 2日 | 本会議〔会期の決定、諸般の報告、議案説明、質疑、討論、採決、一般質問など〕 |
| 5日 | 本会議〔一般質問など〕
議会運営委員会理事会
議会運営委員会 |
| 6日 | 本会議〔一般質問〕 |
| 7日 | 総務委員会 |
| 9日 | 議会運営委員会理事会
議会運営委員会
文教委員会 |
| 14日 | 本会議〔委員長報告、議案説明、質疑、討論、採決〕 |